

【個人の方】

令和4年12月

お客さま 各位

豊橋信用金庫

お客さまの情報の定期的な確認に関するご協力のお願い

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

近年、国際社会においては、金融犯罪である「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与」対策の重要性が叫ばれております。

国内においても、キャッシュカードすり替え詐欺や、なりすまし、闇金などの口座の不正利用といった金融犯罪が増加しており、当金庫のお客さまが被害に遭われる事例も確認されております。

当金庫では、金融犯罪にお客さまが巻き込まれないように、また、早急にご連絡することが必要な際の連絡先の把握等のため、「お客さまの情報」（ご職業、業種、連絡先、お取引の目的など）について、DM（ダイレクトメール）、店頭や訪問等により、定期的に確認させていただいております。

なお、DMにつきましては、ご来店していただく方法と、スマートフォンやタブレットからご回答いただく方法からご選択いただけるようになっております。

大変お手数をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただき、何卒ご協力くださいますようお願いいたします。

※DM（ダイレクトメール）については、下記の見本をご参照ください。

<参考外部サイト>

- ① 全国信用金庫協会ホームページ
「マネー・ローンダリング対策に係るご協力のお願い」
https://www.shinkin.org/attention/money_londering.html
- ② 金融庁ホームページ
「金融機関窓口や郵送書類等による確認手続きにご協力ください」
<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>
- ③ 政府広報オンライン
「あなたの口座でもマネー・ローンダリング対策」ラジオ番組
<https://www.gov-online.go.jp/pr/media/radio/sc/text/20221204.html>

【お問い合わせ先】

豊橋信用金庫コールセンター

電話番号：0120-578-081（フリーダイヤル）

受付時間：平日 9：00～17：00

以上

神奈川県
料金後納郵便

転送不要

親展

宛名を開封前
にご確認ください。



**信用金庫からの
重要なお知らせです**

[還付先]

おたくも うちも
豊橋信用金庫

TEL

[差出人]

株式会社東海信金ビジネス

2 ご案内は内側にあります。①②の順にゆっくりとはがしてご覧ください。 1

お客さま各位



**金融犯罪からお客さまをお守りするための
「取引目的の確認および本人確認書類ご提出」のお願い**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

国際社会においては、金融犯罪である「マネー・ローンダリング
及びテロ資金供与」対策の重要性が叫ばれております。

また、国内においても近年、キャッシュカードすり替え詐欺や、
なりすまし、闇金などの口座の不正利用といった金融犯罪が増加
しており、当金庫のお客さまが被害に遭われる事例も確認されて
おります。

つきましては、金融犯罪にお客さまが巻き込まれないように、
また、早急にご連絡することが必要な際の連絡先の把握等のため、
「ご提出の流れ」をお読みいただき、お手続きいただきますようお願い
申し上げます。

なお、期限内にご提出いただけない場合は、ご連絡させていただく
場合がございます。

大変お手数をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただき、ご協力
をお願いいたします。

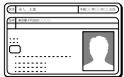
敬具

【お問合せ先】豊橋信用金庫コールセンター
TEL:0120-578-081(フリーダイヤル)
受付時間:平日9:00~17:00(年末年始を除く)

ご提出の流れ

下記提出方法のうち、どちらかを選択のうえ、お取引目的確認への回答
と、本人確認書類を提出いただきます。

- ①ご来店していただける場合
本状と本人確認書類をご用意のうえ、下記 ①記載のご提出期限まで
に、取引店へご来店ください。
- ②WEBで手続きをされる場合
ア 顔写真付の本人確認書類をご用意ください。

○WEB手続き可能	×WEB手続き不可
顔写真付の本人確認書類 運転免許証、住基カード、在留 カード、特別永住者証明書、マイ ナンバーカード等 	顔写真が付いていない 本人確認書類 保険証等 

※顔写真付の本人確認書類をお持ちでない方は、ご来店での手続
きとなります。

※上記記載内容とWEB表示内容が異なる場合があります。

- ① お持ちのスマートフォン・タブレットで、右下の二次元コードを読み
取り、ご提出期限までに手続きを行ってください。

ご提出期限 年 月 日



ご不明な点などがございましたら、取引店またはハガキのお問合せ
番号まで、お問合せください。